

青森県報

第四千四百七十五号

平成三十年

七月十三日

(金曜日)

目次

告 示

- 土壤汚染対策法による要措置区域の指定の解除……………(環境保全課) ……一
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(同) ……一
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……一

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……二

告

示

青森県告示第五百一十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の指定を次のとおり解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定の解除に係る要措置区域

土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

講じられた指示措置等

むつ市大湊新町九の一部

鉛及びその化合物

舗装

青森県告示第五百一十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

形質変更時要届出区域	土壤含有量基準に適合してない特定有害物質の種類
むつ市大湊新町九の一部	鉛及びその化合物

青森県告示第五百一十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成三十年五月十日、同年六月十二日及び同月十四日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成三十年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地8	同左	フイード・ワン 肉豚ガーリッククワ75	30.5	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 TDN、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地8	同左	フイード・ワン FO真健仕上EXM ^a	30.5	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地8	同左	フイード・ワン ふれっしゅあっぷ15	30.5	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地9	同左	Nミックス	30.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 TDN、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	ノーサン印 後期用配合飼料 H TF仕上HP	30.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	フル中印 成鶏飼育用配合飼 料 TFCL I	30.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	H_DAI真健仕上-1 (EXM)	30.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、赤川地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（区画整理）（農業用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成三十年七月十七日から同年八月十三日まで
- 三 縦覧の場所
東北町役場

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成30年3月29日付け青監査第99号で報告した特定行政監査の結果（監査対象事務：法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等について）に基づき、地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により、青森県知事及び青森県警察本部長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年7月13日

青森県監査委員 須藤川嶋光昭
同 川由紀子
同 藤川友信
同 工藤義春

監査結果 (検討事項)	所管課名	検査等事務 の名称	措置の内容
1 実施の要綱等は、マニュアルの整備 実施対象団体等は検査の範囲を拡大し、検査内容を適正に役割を振り分けることにより、検査の効率を向上させることとする。	保健衛生課 河川砂防課	動物取扱業者に対する検査 砂利採取場等への検査	動物取扱業者に対して、より適切な検査を実施することとする。立入検査の場、立入検査の方法、実施項目、結果の取扱い等について、関係機関と連携し、指導を行うこととする。
2 検査等実施計画の策定 各保健施設が異なる地域に分散しているため、検査の回数や実施の頻度を統一し、検査の効率を向上させることとする。	生活・慣習課 がん対策課	食料採取等に関する検査 特定給食施設等に関する検査	平成31年度に管理栄養士を若手若中若小の3段階に分けて、指導を行うこととする。
2 定 検査等実施計画の策定 立入検査が当初の計画どおり実施され、進捗管理が適切に行われていることとする。	安心・安全の推進課 青森県警本部	肥料取締法に基づく検査 古物商等に対する立入検査	平成30年度の実施計画に基づき、立入検査の回数や実施の頻度を調整し、必要に応じて、関係機関と連携し、指導を行うこととする。

検査等の実施を維持できるようにする必要がある。

2 定 検査等実施計画の策定 立入検査が当初の計画どおり実施され、進捗管理が適切に行われていることとする。	農産園芸課	主要食料の供給に関する検査 の安否に関する検査	計画は国が作成した数値を基に、国や関係機関と連携し、指導を行うこととする。
3 検査等の実施体制等 立入検査を実施するに当たっては、関係機関と連携し、指導を行うこととする。	生活・慣習課 がん対策課	特定給食施設等に関する検査 の安否に関する検査	平成31年度に管理栄養士を若手若中若小の3段階に分けて、指導を行うこととする。
3 検査等の実施体制等 立入検査を実施するに当たっては、関係機関と連携し、指導を行うこととする。	青森県警本部	製菓業者等に対する検査 の安否に関する検査	本部管理課として、立入検査の回数や実施の頻度を調整し、必要に応じて、関係機関と連携し、指導を行うこととする。
4 定 検査等実施計画の策定 立入検査が当初の計画どおり実施され、進捗管理が適切に行われていることとする。	環境政策課	業者等に対する立入検査 の安否に関する検査	立入検査は、経歴のある職員による。平成29年度から環境管理部

<p>専門機関、関係団体等が主体的に育成に努める必要がある。</p>	<p>農工商政策課</p>	<p>職員研修を実施している。関係団体で開催者向けの研修に参加している。</p>
<p>に毎年実施し、既に行方な育成に努められた。</p>	<p>食安全推進課</p>	<p>新規採用者及び入職者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。</p>
<p>食安全推進課</p>	<p>食安全推進課</p>	<p>新規採用者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。</p>
<p>食安全推進課</p>	<p>食安全推進課</p>	<p>新規採用者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。</p>
<p>食安全推進課</p>	<p>食安全推進課</p>	<p>新規採用者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。</p>
<p>食安全推進課</p>	<p>食安全推進課</p>	<p>新規採用者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。</p>
<p>食安全推進課</p>	<p>食安全推進課</p>	<p>新規採用者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。</p>

<p>食安全推進課</p>	<p>食安全推進課</p>	<p>新規採用者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。</p>
<p>食安全推進課</p>	<p>食安全推進課</p>	<p>新規採用者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。</p>
<p>食安全推進課</p>	<p>食安全推進課</p>	<p>新規採用者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。</p>
<p>食安全推進課</p>	<p>食安全推進課</p>	<p>新規採用者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。</p>
<p>食安全推進課</p>	<p>食安全推進課</p>	<p>新規採用者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。</p>
<p>食安全推進課</p>	<p>食安全推進課</p>	<p>新規採用者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。</p>
<p>食安全推進課</p>	<p>食安全推進課</p>	<p>新規採用者に対する研修を実施している。新規採用者に対する研修を実施している。</p>

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一 森 県
 (印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七号 東奥印刷株式会社
 毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚三付十五円四十四銭